

(新旧対照表)

改正後	改正前
<p>鳥取県居宅介護職員初任者研修等実施要綱</p> <p>(目的) 第1条～第10条 略</p> <p><u>(合理的配慮等の提供について)</u> <u>第11条 県及び研修事業受託者は、研修の実施にあたっては、バリアフリー環境の整備された会場で開催するなど基礎的環境整備に努めるとともに、各受講生の要望に応じ、最大限の合理的配慮を提供しなければならない。</u></p> <p>附 則 この要綱は、平成15年6月30日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成17年4月20日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成19年1月24日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成19年4月26日から施行し、平成19年度から適用する。</p> <p>附 則 この改正は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>鳥取県居宅介護職員初任者研修等実施要綱</p> <p>(目的) 第1条～第10条 略</p> <p>(新設)</p> <p>附 則 この要綱は、平成15年6月30日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成17年4月20日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成19年1月24日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成19年4月26日から施行し、平成19年度から適用する。</p> <p>附 則 この改正は、平成24年4月1日から施行する。</p>

附 則

この改正は、平成25年12月13日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年8月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年 月 日（決裁日）から施行する。

ただし、令和3年3月31日までは、別紙1記載「行動障がい支援課程」「行動援護課程」「強度行動基礎課程」「強度行動実践課程」の研修カリキュラムについて、改正前のカリキュラムの内容以上の研修を修了すれば当該研修の課程を修了したとみなす。

別 紙1

居宅介護職員初任者研修等事業カリキュラム

1～5 略

6 行動障がい支援課程	合計	12時間
(1) 講義	計	<u>6.5時間</u>
ア 強度行動障がいがある者の基本的理解に関する講義		<u>1.5時間</u>
イ 強度行動障がいに関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義		<u>5時間</u>
(2) 演習	計	<u>5.5時間</u>
ア 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1時間	
イ 行動障がいがある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習		<u>3時間</u>
ウ 行動障がいの背景にある特性の理解に関する演習		<u>1.5時間</u>

附 則

この改正は、平成25年12月13日から施行する

附 則

この改正は、平成27年8月21日から施行する。

別 紙1

居宅介護職員初任者研修等事業カリキュラム

1～5 略

6 行動障がい支援課程	合計	12時間
(1) 講義	計	6時間
ア 強度行動障がいがある者の基本的理解に関する講義	2.5時間	
イ 強度行動障がいに関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	3.5時間	
(2) 演習	計	6時間
ア 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1時間	
イ 行動障がいがある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	2.5時間	
ウ 行動障がいの背景にある特性の理解に関する演習	2.5時間	

7、8略

9 行動援護課程	合計	24時間
(1) 講義	計	10時間
ア 強度行動障がいがある者の基本的理解に関する講義	<u>1.5時間</u>	
イ 強度行動障がいに関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	<u>5時間</u>	
ウ 強度行動障がいがある者へのチーム支援に関する講義	<u>3時間</u>	
エ 強度行動障がいと生活の組立てに関する講義	<u>0.5時間</u>	
(2) 演習	計	14時間
ア 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1時間	
イ 行動障がいがある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	<u>3時間</u>	
ウ 行動障がいの背景にある特性の理解に関する演習	<u>1.5時間</u>	
エ 障がい特性の理解とアセスメントに関する演習	<u>3時間</u>	
オ 環境調整による強度行動障がいの支援に関する演習	<u>3時間</u>	
カ 記録に基づく支援の評価に関する演習	<u>1.5時間</u>	
キ 危機対応と虐待防止に関する演習	1時間	

10～12略

13 強度行動基礎課程	合計	12時間
(1) 講義	計	<u>6.5時間</u>
ア 強度行動障がいがある者の基本的理解に関する講義	<u>1.5時間</u>	
イ 強度行動障がいに関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	<u>5時間</u>	
(2) 演習	計	<u>5.5時間</u>

7, 8略

9 行動援護課程	合計	24時間
(1) 講義	計	10時間
ア 強度行動障がいがある者の基本的理解に関する講義	2.5時間	
イ 強度行動障がいに関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	3.5時間	
ウ 強度行動障がいがある者へのチーム支援に関する講義	2時間	
エ 強度行動障がいと生活の組立てに関する講義	2時間	
(2) 演習	計	14時間
ア 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1時間	
イ 行動障がいがある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	2.5時間	
ウ 行動障がいの背景にある特性の理解に関する演習	2.5時間	
エ 障がい特性の理解とアセスメントに関する演習	2.5時間	
オ 環境調整による強度行動障がいの支援に関する演習	3.5時間	
カ 記録に基づく支援の評価に関する演習	1時間	
キ 危機対応と虐待防止に関する演習	1時間	

10～12略

13 強度行動基礎課程	合計	12時間
(1) 講義	計	6時間
ア 強度行動障がいがある者の基本的理解に関する講義	2.5時間	
イ 強度行動障がいに関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	3.5時間	
(2) 演習	計	6時間

<p>ア 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習 1 時間</p> <p>イ 行動障がいがある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習 <u>3 時間</u></p> <p>ウ 行動障がいの背景にある特性の理解に関する演習 <u>1. 5 時間</u></p>	<p>ア 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習 1 時間</p> <p>イ 行動障がいがある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習 2. 5 時間</p> <p>ウ 行動障がいの背景にある特性の理解に関する演習 2. 5 時間</p>
<p>14 強度行動実践課程 合計 1 2 時間</p> <p>(1) 講 義 計 <u>3. 5 時間</u></p> <p>ア 強度行動障がいがある者へのチーム支援に関する講義 <u>3 時間</u></p> <p>イ 強度行動障がいと生活の組立てに関する講義 <u>0. 5 時間</u></p> <p>(2) 演 習 計 <u>8. 5 時間</u></p> <p>ア 障がい特性の理解とアセスメントに関する演習 <u>3 時間</u></p> <p>イ 環境調整による強度行動障がいの支援に関する演習 <u>3 時間</u></p> <p>ウ 記録に基づく支援の評価に関する演習 <u>1. 5 時間</u></p> <p>エ 危機対応と虐待防止に関する演習 1 時間</p>	<p>14 強度行動実践課程 合計 1 2 時間</p> <p>(1) 講 義 計 4 時間</p> <p>ア 強度行動障がいがある者へのチーム支援に関する講義 2 時間</p> <p>イ 強度行動障がいと生活の組立てに関する講義 2 時間</p> <p>(2) 演 習 計 8 時間</p> <p>ア 障がい特性の理解とアセスメントに関する演習 2. 5 時間</p> <p>イ 環境調整による強度行動障がいの支援に関する演習 3. 5 時間</p> <p>ウ 記録に基づく支援の評価に関する演習 1 時間</p> <p>エ 危機対応と虐待防止に関する演習 1 時間</p>
<p>別 紙 2 略</p> <p>(様式第 1 号) ~ (様式第 3 号) 略</p>	<p>別 紙 2 略</p> <p>(様式第 1 号) ~ (様式第 3 号) 略</p>